

大蔵委員会  
議録第五十五号

昭和二十七年四月二十二日(火曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 佐久間 徹君 理事 内藤 友明君

理事 松尾トシ子君

大上 司君

島村 一郎君 川野 芳滿君

夏堀源三郎君 吉米地英俊君

宮崎 靖君 三宅 則義君

高田 富之君 宮原幸三郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席政府委員

大蔵事務官 河野 通一君

(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

任につき、その補欠として島村一郎君及び山本久雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

参考人招致に関する件

国有財産特別措置法案(内閣提出第五九号)

長期信用銀行法案(内閣提出第一三三号)

国民貯蓄債券法案(内閣提出第一二一号)

設備輸出為替損失補償法案(内閣提出第一二八号)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二八号)

閉鎖機構令の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)

貸付信託法案(内閣提出第一三〇号)

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第一号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

本日はまず国有財産特別措置法案を議題といたします。本案に対しましては、修正案が提出せられておりますので、この際修正案提出者より、修正案の趣旨弁明を聴取いたしておきたいと存じます。修正案提出者佐久間徹君。

国有財産特別措置法案に対する修正案

国有財産特別措置法案の一部を次のように修正する。

第三条第二項中「社会福祉事業法第五十六条第一項の規定により助成を行うことができる場合」の下に「又は生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第七十四条第一項若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十六条の第二項の規定により補助を行うことができる場合」を加える。

附則に次の二項を加える。

7 生活保護法の一部を次のように改正する。

第七十四条の次に次の一条を加える。

(準用規定)

第七十四条の二 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第 号)第三條第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた保護施設に準用する。

8 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第四章中第五十六条の三の次に次の一条を加える。

第五十六条の四 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第 号)第三條第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた児童福祉施設に準用する。

○佐久間委員 たいま議題となりました。国有財産特別措置法案に対する修正案につきまして、修正の趣旨を御説明いたします。修正案の案文は、お手元に配付いたしてありますので、これをごらん願うことにいたします。この際御説を省略させていただきます。

この法律案の第三条第二項の規定によりますと、普通財産を社会福祉法人に対して減額譲渡または貸付ができるのは、災害によつて施設が破損し、これを緊急に復旧する必要がある場合に限られているのであります。普通財産というものは、主として土地とか建物等の不動産でありまして、現在これらに不足にほとんどが何らかの用に供されている状況であります。災害復旧の場合に、これらを新たに譲渡または貸付を行うということは、きわめてまれであらうかと考えられ、従いまして、現に普通財産を社会福祉事業施設に供している大部分の社会福祉法人が、この法律による特典に浴しない結果となるのであります。また現在社会福祉法人の経営する社会福祉事業施設に対する国家の助成は、災害復旧の場合のみに限られておらないのであります。生活保護法におきまして、児童福祉法におきまして、その施設が修理、改造、拡張または整備を行う場合に、一定の補助を与えることができることとなっておりますので、この法律による社会福祉事業施設に対する助成が、災害復旧の場合に限られます。

は、その取扱いに著しい不均衡を生ずる結果となり、その意味におきまして、適当であるとは申し得ないと存するのであります。

以上の理由によりまして、第三条第二項を修正いたしまして、社会福祉事業施設の災害復旧の場合のみでなく、その修理、改造、拡張または整備を行う場合におきましても、普通財産の減額譲渡または貸付ができることとしたそうとするのであります。なおこれに伴いまして、憲法第八十九条の趣旨に基づきまして、これらの助成を受ける社会福祉法人につきまして、これを公の支配に属せしめるため、附則中に生活保護法及び児童福祉法につきまして、所要の改正を行うこととした次第であります。

以上が修正案の概要であります。何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。

○佐藤委員長 同じく修正案提出者宮原幸三郎君。

国有財産特別措置法案に対する修正案

国有財産特別措置法案の一部を次のように修正する。

第二条第一項中「岸壁等」を「岸壁、さん橋、上屋等」に改める。

第九条第四項中「第一項の交換」を「第一項の規定により交換する場合における当該機械及び器具の評価その他同項の交換」に改める。

第十一条第一項中「売却代金」の下に「又は交換差金」を加える。

四月二十二日

委員丸山直友君及び宮原幸三郎君辞

第一類第六号 大蔵委員会議録第五十五号 昭和二十七年四月二十二日

附則第一項中「昭和二十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第六項を次のように改める。

6 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4 昭和二十七年十二月三十一日まで、本省の附属機関として左の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

| 種類                   | 目的                                                             |
|----------------------|----------------------------------------------------------------|
| 社寺境内<br>地処分中<br>央審査会 | 大蔵大臣の諮問に応じて、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の譲与又は売却及びこれらに關する訴訟等について調査審議すること。 |

○菅原委員 たいだいま議題となりまして、国有財産特別措置法案に対する修正案につきまして、提出の趣旨を弁明いたします。修正案の案文は、御手許に配付いたしてありますものを、ごらん願うことにはいたしまして、ただちに修正案の内容を御説明申し上げたいと存じます。

まず修正の第一点は、原案の第二条において、公共団体に国有財産を無償貸付ができる場合の臨港施設として、防波堤と岸壁が例示されているのでありますが、棧橋と上屋につきましても、これを法文上明記しておきまして、行政末端の取扱い上できるだけ疑義を避けるようにいたすのが適当と考へられますので、これらを追加することとしたのであります。

次に修正の第二点は、原案の第九条において、旧軍用財産たる機械器具の

交換について規定を設け、交換について必要な事項は政令で定めるといふことになつておるのであります。交換機械器具の評価に關しては、はたして政令で定めることができるかどうか、若干疑義があるかと、特に評価については単に手続規定だけでなく、中小企業の合理化を推進するという本条の立法趣旨に照して、真に実情に即した評価を行うことがきわめて肝要と考へられますので、評価基準等についても政令で定めるといふことを、法文上明確に規定することとしたのであります。

また原案の第十一条では、延納の特約は、国有財産の売却代金についてのみ認められておるのであります。中小企業者の金融難は周知のところであり、機械器具の交換により生じた差金につきましても、延納の特約ができることとしたし、幾分でも中小企業者の負担を緩和することにより、今回行方交換に支障を生ずることのないようにいたしましたのであります。最後に修正の第三点は、この法律は原案では四月一日から施行することとなつておるのであります。施行期日をも経過しておりますので、施行期日を「公布の日」に改めるとともに、これに関連しまして、附則中の大蔵省設置法の一部改正の部分を修正いたしました。社寺境内地処分中央審査会の設置に關する規定を設けるといふこととしたのであります。

以上が修正案の概要であります。何とぞ御賛成あらんことを希望します。

○佐藤委員長 次に、国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求め

るの件を議題といたします。本件につきましては、昨日の委員会において利害關係者たる千代田区の責任者を参考人として選定いたしましたので、本日はまず参考人の方々より参考意見を聴取いたします。千代田区長の大竹武三君の千代田区役所教育課長の大竹武三君のお二人であります。参考人におかれましては、忌憚のない御意見の開陳をお願いいたします。千代田区長の村瀬清君にお願いします。

○村瀬参考人 皇居外苑の一角にありますが千代田区営のグラウンドにつきまします。簡単にお願い申し上げます。

あのグラウンドは、昭和二十二年に、あのあたりが非常に荒廢に歸して非ましたのを、皇居前にいたしまして非常には不体裁でありましたので、本区におきまして数十万円をかけまして、きれいに整備いたしました。丸の内一帯に集まつておられます二十数万のサラリーマンのリクリエーションの場として、たいと存じまして、野球場及びバレー、テニス場四面を設置いたしました。今日に至つておるのであります。幸いにいたしましたして、屋の時間あるいは退庁以後におきまして、一月約九千人の使用を見ておきまして、都心に於ける唯一のリクリエーションの場として、非常に親しまれておる次第であります。しかもあの場所は旧内閣庁舎のあとでありまして、皇居外苑としましては一番すみにあり、ホテル、テイトのすぐ裏になつておりました。私どもの方といたしましては、場所柄でございまして、爾來二百数十万円をかけまして、りつばな金網で囲みまして、今日に至つておるわけでありまして、ところが開くところによりまして、今回普通国有財産から公共福祉財産に編入されることを伺いまして、実はあのグラウンドがなくなるのではないかと非常な心配をいたした次第であります。私どもの方では、あれがどういふ財産に編入され、また所管の官庁がどういふふうに変更されてもかまわないのであります。ただ区民の要望として、また全都から区内へ集まつて来る数十万のサラリーマンその他の要望を代表いたしまして、あの一角にぜひ今後とも一つの公共福祉施設として、ああいうスポーツの場を存置していただきたいと思います。

○佐藤委員長 たいだいまの御意見に対して御質疑があれば、これを許します。

○高田(富)委員 たいだいままで荒れ果てていたのを、いろいろ整備したり、グラウンドにいたしましたりするために、どのくらいの経費を区としてかけましたか。

○村瀬参考人 維持管理費が百二十四万六千八百円、それから地代が七十八万二千円ほどかかつております。

○高田(富)委員 これはそこでいろいろのことをやつたり催しをやつたりしまして、区として収入をあげたというふうなことはないのですか。

○村瀬参考人 あそこに管理人を一人置きまして、始終手入れをしたり人件費を払つておられますので、それと見合程度程度の若干の使用料をとつております。現在野球場は、一試合約二時間あります。二時間以内は五百円、それからバレー、テニス、コートが百円をもちつております。

○高田(富)委員 この使用は広く一般

するところでありまして、しかし新しい日本の象徴としての皇居の外苑は、やはり何か親しみのある明るいものを、その一角に存置する方がいいのではないかと、どういふ希望を持つておるのであります。どういふ計画があるかになされるか、まだ詳しく伺つていないのであります。あそこに十数万坪のりつばな緑地がありますので、松林一色にするよりも、あの一角に一つくらいは、ああした国民の親しく利用するスポーツの場があつてもいいのではないかと考へておられますので、その辺もぜひ御考慮いただきまして、あれが存置できるようにお願いいたします。





○池田國務大臣 別に特に申し上げるようなことはございませんが、こういう問題についてはどう考えておるか、ああいう問題についての意見はどうだとか、こうお聞きくださると非常に仕合せに思います。

○宮樞委員 大蔵大臣にあまりごまかいことを聞くのは、すぐれた銀行局長もそばに控えておるのであります。実は差控えたいのであります。しかし具体的に言えということになつて参りますと、一、二伺います。それと関連いたしまして、大蔵大臣の豊富な経綸がわかつて来るであろう、そういう意味でお尋ねいたします。

【委員長退席、佐久間委員長代理着席】

ただいまの健全金融ということ、健全財政主義というものを守つて来る中に生れて来ました一つの方針として、財政と金融の分離ということをはかりながら現在の時勢は、もし私を以て自由に言わしむることが許されるを以ていたしますならば、もはや財政と金融の分離を毅然とせず、ここにかつての財政と金融の分離によつて起りましたところの、いわゆる財政のしわ寄せが民間資金に行つたという非難を解消するか、あるいはこれとまた連つた方向によりまして、何らかの間の調和をはかるべきだと考えますが、この点についての大蔵大臣のお考えはどうでありますか。

○池田國務大臣 むずかしい問題で、財政のしわが金融に寄つたと言いますが、これはどういふ事情を言うのか、はつきりいたしません。ただ私の想像するのでは、健全財政をやつたから、そのために金融の方が金詰まりになる

と、こういうのであります。これは一國の経済を立て直すには、どうしても健全財政で行かなければならぬ。これをしわが寄つたとかいふ表現が、私はいか悪いかわかりませんが、敗戦直後のように復興金融金庫をこしらへまして、これは財政資金と申しますか、金融資金と申しますか、一応財政資金とすれば、ああいう急速な貸出しをやる。それをやめて行つた。しかも今まで外国の援助をやみからやみに使つておつたものをはつきりさして、さうして見返り資金制度を設ける、さういふふうなことは、財政をはつきりさす意味である。また健全財政のねらいでございまして、それしわが寄るかとか寄らぬとかいふ問題じやないと思つた。今後財政が金融面にどうするかという問題になつて来ますと、さしむき見返り資金というものは、ほとんど新たな財源はなくなりました。回収金と利子だけということになりますから、財政と金融とのつながりが、よほど少くなる。財政と金融のつながりが、今後は資金運用部資金の問題と、それから税金で徴収したものを政府投資として出す、これだけの問題にたしめて、租税で徴収してこれを投資に充てるといふことは、これは私はあんまりはめたやり方じやない。敗戦後の状態からやむを得ざるものであつて、これは将来多くを期待できないと思ひます。ただ資金運用部の方はできるだけ貯蓄を奨励いたしまして、これは財政資金と申しますか、金融資金と申しますか、実際的には金融資金、ただ政府が金融をやつて行きます、さういふ方面に力を入れて行きます、こ

の資金源を確保して、いわゆる財政と金融との中間的のあれといたしまして活用して行きたい、さういふので理論的には財政と金融というものは、正常の状態といたしまして当然わかるべきものである。経過的には今までごつちやになつておつた場合があることは、やむを得ないと考えております。

○宮樞委員 そこでさらに具体的に、それでは従来昭和二十五年あたりからとつて参つたと思ひますが、インヴェントリー・ファイナンスの方式は今後御継続なさる意思か。もしなさらないとするならば、それに対しまするお考えをお聞かせ願ひいたします。

○池田國務大臣 インヴェントリー・ファイナンスは、これはいつの世でも健全財政主義を建前とするときには、やつて行かざるを得ない。しかしインヴェントリー・ファイナンスをやらなくてはならない方向に、持つて行かなければならぬと思ひます。しかしその方向は、大体でき上つて来たのでありまして、今までインヴェントリー・ファイナンスをやつております外為関係、それから食糧管理特別会計、それから貴金屬特別会計、貴金屬特別会計は昭和二十七年あたりからやめます。それから食糧管理特別会計の方も昭和二十七年あたりからやめます。ただ問題は、外為の方のインヴェントリー・ファイナンスにいたしまして、昨年度の八百億圓に對しまして三百五十億圓と減つておるのであります。さういふことは正常な状態に返つて来れば、なかりなますのが当然です。今外貨の活用をはかろうといふことは、インヴェントリー・ファイナンスをやめて行く方向の現われであるのでございます。

さういふものは徐々になくなつて来るかと考えております。

○宮樞委員 不況対策の一環といたしまして、外貨貸付の制度を取上げられたことは、これはそれによつて不況が全部解決するわけでもございませぬが、不況対策の一環として特筆すべきものであらう、さう考えております。さらには外債処理のためにインヴェントリー・銀行にもポンドの預託をし、将来米國に對してしても同様なドル預託をしようといふような方式は、これは外資法の改正等とらみ合せまして、あるいは外資導入を促進するというような面におきまして、すぐれたものがある。私は思ふのであります。しかしながら一面これに對する国内金融というものを考えて参りますと、ただこれに對しまして講評を贈るだけではどうも満足ができない、さういふ関係にあるのであります。しかもただいま審議の過程にありまして長期信用銀行法、これはいわゆる民間機関であります。かような長期貸付をいたします銀行を法律的に設定して行こう。そしていわゆる預金銀行と長期貸付の銀行とを截然と區別して、いわゆる金融の常道に返さう。この趣旨には私も絶対賛成するものであります。しかしその過程におきましては、まず財政資金でまかなうとまでは私は断定いたしませんけれども、政府機関による長期金融機関というものは、もつと育成強化された後でもつて足りると思ふ。長期金融機関が政府機関として、ほとんど開

○池田國務大臣 御質問の点がはつきりいたさないのですが、今民間におきましても長期金融機関を主とするものがあるのではあります。これは御承知の通り、日本勧業銀行がそれでございます。日本勧業銀行は両方のわらじをはいておると申しますか、両方やつてはいると申しますか、両方やつてはいる。建前は商業銀行でありながら、実体的には長期金融業務をやつておる。さういふ姿がいか悪いかという問題を考えますと、お話にもありましたように、やはり短期の金融と長期の金融はおのずから性質が違ひますので、わけて行つた方がいいのではないかと。さういふ場合には、長期金融は民間だけでいいかといふ問題になりますと、私は今の状態から申しまして、政府機関と申しますから、政府の關係のある機関も必要である。それを開業銀行と日本輸出入銀行にいたしておるわけでございます。当分の間は、私は政府の特に関係のある開業銀行あるいは輸出入銀行と民間の長期金融機関、さういふふうな方向で行きたいと考えておるのであります。

○宮樞委員 質問がよく徹底しておらなかつたようでありまして、御答弁の方は私にもわかる点がありますが、しかしながらそれだけしか大蔵大臣が考えておられないとは思つていない。も

実際の事情に沿わない一つの構想ではなからうか。法律の細目につきましては、事務当局から伺いますが、財政と金融の分離の問題と思ひ合せますと、何かまだここに政府として金融的の手を打つべきものが残つておるような気がいたしますが、これについて大蔵大臣の御構想を、ぜひひとつ聞かしていただきたいと思います。

○池田國務大臣 御質問の点がはつきりいたさないのですが、今民間におきましても長期金融機関を主とするものがあるのではあります。これは御承知の通り、日本勧業銀行がそれでございます。日本勧業銀行は両方のわらじをはいておると申しますか、両方やつてはいると申しますか、両方やつてはいる。建前は商業銀行でありながら、実体的には長期金融業務をやつておる。さういふ姿がいか悪いかという問題を考えますと、お話にもありましたように、やはり短期の金融と長期の金融はおのずから性質が違ひますので、わけて行つた方がいいのではないかと。さういふ場合には、長期金融は民間だけでいいかといふ問題になりますと、私は今の状態から申しまして、政府機関と申しますから、政府の關係のある機関も必要である。それを開業銀行と日本輸出入銀行にいたしておるわけでございます。当分の間は、私は政府の特に関係のある開業銀行あるいは輸出入銀行と民間の長期金融機関、さういふふうな方向で行きたいと考えておるのであります。

○宮樞委員 質問がよく徹底しておらなかつたようでありまして、御答弁の方は私にもわかる点がありますが、しかしながらそれだけしか大蔵大臣が考えておられないとは思つていない。も

つと深いお考えをお持ちになつておると思ふのであります。これはすでに予算總會の場合においても、大蔵大臣がしばしば言明されておられますように、昭和二十七年の予算というものは、インフレの要因を含んでいないとは申し上げられない、けれどもこれをインフレに拍車をかけるように運用しないのだ、こういう意味の御説明があつたように思ふのであります。しかしながら昨日も事務的の問題として、若干お伺ひいたしましたのでありますが、行政協定に基きますところの日米共同関係の処理の問題等は、事務当局としてはそれ以上はお話ができないということでありましたから、それ以上は何つておりませんが、共同勘定の円資金の部分は一体どこに管理されておるのか、そして日本でこれを直接処理できるのか、あるいは駐留軍の方でこれを処理するのかが、この資金も大体五百五十八億程度であろうと思われまので、一方的に健全財政、及び健全財政のつとをりますところの金融調整ということを御構想なさつておりましたも、これらの資金の運用いかんによりましては、金融の混乱ということも当然起きて来るであろう。そこでこれらにつきまして、大蔵大臣から確たる御方針をぜひ承りたいのであります。

○池田國務大臣 日米行政協定によりまする駐留軍の費用は、お話の通りに六百五十億円のうち五百五十八億円を、これに支出するのであります。これはアメリカの方でこの金の使ひ方をきめまして、そして日本と共同でやつて行こう。でまず四半期ごとと申しますか、三箇月ごとに予定を合意の上できめて、そしてどういふ品

物をこの期間に買おう、こういうことにするわけでありませう。そして支払の実績は、毎月日本政府に報告する、こういうことにはいたしまして、前の終戦処理費と同様、あるいはそれ以上にはつきりして来ると思ひます。しこうしてこの金の使ひ方は、われわれにふり勘定と申しまして、両方から出した金を、一箇月、二箇月分くらいを円資金として日本銀行に預けさせます。そして、そうして日本銀行でこれを取扱わさす、こういう考え方をとら今両方で研究をいたしております。

○宮權委員 これは事務的なことであります。五百五十八億の金は、一時に全部日本銀行に預け入れる方針でありますか。

○池田國務大臣 今米国の方で、この支払ひについての会計規則を立法いたしておるようでありませう。でその勘定から日本銀行へ一応預け入れて、支払ひの手形を切り出す都度日本銀行から出す、こういうかっこうになると思ひます。

○宮權委員 大蔵大臣の努力をおもな要因としたしまして、順次経済もよくなり安定し、いわゆる向上の過程をたどつて来たことは、先刻も申した通り認めるのであります。それにいたしまして健全財政のうち、いわゆる財政の収支の季節的波とも申しますか、季節的波は決して小さくないのであります。そういう意味におきまして、これらの資金の調達、なるほど相談の上でこの資金は日本銀行に預けると言つておられますが、この日本銀行に預かつておる預金の歩どまりと申しますか、さようなものは、これは日米

共同勘定であります。私しろうとくさいことを申すのでありますけれども、札には別に障子はないのでありますから、預金の歩どまりから生じて参ります資金の調整ということ、なか／＼困難な事態があると思ひます。それと特に最近現われて参りました情報によりまして、まだ確定したものではありませんけれども、労働以外の物資は米軍の特別調達、こういうことになつて来まして、日本はおもに石炭だとか鉄鋼とか、さようなものについでのみ国家的計画に乗つてひとつ要求して行こう、こんなふうな作業が続いて行かうのであります。これらの関係につきましても大蔵大臣の御承知の範囲で、どんなふうにするか伺ひたい。

○池田國務大臣 金融の季節的波につきましましては、われ／＼当局者は常に意を用いておるのであります。五百五十八億の金は一べんに出すのではございませぬ。お話し上げましたように、四半期ごとに計画をきめまして、そしてその特別勘定の方に入れて参りますので、今までとあまりかわりはないと思ひます。

次に物資の調達につきましまして、米軍の直接調達になる場合が多いのでございませぬが、これも行政協定の何条でございませぬか、日本の経済に非常な不利を与えないように、両方で相談してやる、こういうことになつておられます。これも物資別に、時期別に、そしてまた地域別にいろいろの点があると思ひます。さういふ物資の調達につきましても、両者極力合意の上で進んで行きたい、こういう考えで

話し合ひをいたしております。

○宮權委員 大蔵大臣の御承知のような方向に話が進んでおるとするならば、何をか申さんであります。けれども巷間伝わつて参りますところによりまして、しばしばこれと異なるかた／＼これは誤り伝えられておるのかもしれないが、たとえて申しますと、駐留軍の調達する物資は、従来の占領下におきましても、日本人優先という觀念で取扱つて来たが、今度は独立してしまつた日本は、外国のメーカーなり商人なり、日本のメーカーなり商人なりという立場において、まったく平等である。従つてどちらから調達しようとかつてである、こういうふうなことを言われておるのであります。これが日本の産業に及ぼしますところのいわゆる特需といひますか、新特需といひますか、従つて日米経済協力の方向として示されました一点、二点にかかわります問題であります。これらの日本におります駐留軍の物資調達というものは、おおむね日本の商人機関を通じて調達を行うという方向には、話合ひは進んでおらぬのであります。これはかなり誤解を世上に招いておるのであります。この点についてのお考えを、ひとつお知らせを願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 どんな注文をいつ出しておるか、具体的なことは知りませぬが、通産省その他におきましては、さういふ問題について話合ひをしておられると思ひます。私の所管でございませぬから、詳しくは存じませんが、向うの方で陸軍、海軍、空軍が、今まで別々に調達しておつたのを例としてお

るのであります。今後陸海空軍別々にやるか、あるいは合同の上、向うの機関を置いてやるかという問題が論議せられまして、聞くところによりまして、当分の間は合同して一手に発注をしようかということに、まともりつつあるようございませぬ。しかる場合におきまして、こちらの方で受入れ態勢をどういふふうにして行くか、通産省だけでやつて行くか、あるいは特別調達の方で特別の機構を置くかということが、研究せられておると思ひます。直接私の財政金融の方面でないで、われ／＼といたしましては金の使ひ方、割当の問題、金融の問題等につきましまして話合ひをいたしております。個々の物資につきましましては、通産省その他でひとつお聞きを願ひたいと思ひます。

○宮權委員 通産省の方へも伺うことにはいたしますが、やはり金のことが一番重要でありますから、きんちやくを持つておる大蔵大臣に伺うことが一番確実であります。そこでさらにこの問題はこまかくなつて参りますが、駐留軍の調達物資が、おおむね日本に入りますのは、あらゆる点において無税であります。日本の商人が納品いたします物は、輸出されます物は別問題として、やはり原則としては日本の国内税がかかるようになっておられます。これは不平等な關係がそこに生れて来るのであります。この場合において、日本でできない物はいたし方がありませんけれども、従来の慣例上、それ／＼の工場や事業場に勤務されておられます者が、やはり前の習慣を踏襲して、日本に注文してもらつたらわらないとよ

大きな支障を来すのであります。従いましてこの問題は、単なる通産省の所管だけとしておざりにもできなからう。結局きんちやくを持つておきまところの大蔵大臣に、十分その面において御干渉を願わなかつたならば、不況打開のための金融政策などというものは生れて来ないだらうと思ふ。しかも駐留軍の予想されず費用と申しますか、なか／＼莫大なもののように伺つておきます。これが全部国内に使われるわけでもございませぬ、いけれどもしもその大部分が国内に使われるといたしますと、日本の経済、財政、金融に及ぼす影響というものは非常に大きからう。従つて大蔵大臣もこの点について、所管外といえどもぜひ御関心をもつて、ひとつお願いいたしたいと思ひます。

次にもう一点伺ひたいしますが、これは前にも私一度聞いたことがあると思ひますが、今度は国民貯蓄債券法によりまして債券を発行する。これは百億を限度としてやつて行くというところも、法律で明らかになつております。このことが悪いことだと申すのはありませんが、何かこういふ一つの財政資金的なものを調達して、運用部の資金としてまわして行く、こういうようなことをだん／＼敷衍して考えますと、将来の財政金融政策におきまして、いわゆる財政法の第五條を改めるか、あるいは改めなくとも特別の但書の規定等によりまして、赤字財政と率直には申しませんが、赤字公債式の公債でも発行して、日銀の引受とか日銀の借入れとかによりまして、大分ちまたの経済学者や、あるいは実務家によりまして議論されました、オーバー・

ローン解消等の問題とあわせ考えられるといふようなことが、私はあえてひもをつけるわけではありませんが、概念的に浮んで来るわけでありませぬ。この点につきまして大蔵大臣はどういふふうなお考えを持つておられますか。

○池田田務大臣 初めのお話の金の使ひ方につきましては、十分注意はいたしておきます。御質問の点がはつきりしなかつたので、ああいうふうにお答えしたのであります。個々の物資の調達というものは、昔の終戦処理費とあまりかわつて参りませぬ。労務費は大体同様でございます。あと石炭なんかもそうかわりはございませぬ。いわゆる備品その他につきましても、あまりかわつて来ないだらう、こう思う。ただ問題はいろいろの特需関係――終戦処理費とかあるいは防衛支出金といふのではなしに、特需と申しますか、新特需と申しますか、別の日米経済協力に基く産業につきましては、これは物資その他の稀少性等と、考え合せなければならぬ問題だらうと思ひます。

第二の貯蓄債券等の発行が赤字になりはしないか、赤字財政の方に進んで行くのではないかと御懸念でございませぬが、これはもう全然私はそういうふうには考えておりませぬ。赤字財政といふのは、日本銀行が国債等を引受けて、そして信用を造出するといふのが赤字財政であります。民間資金をあげまして、それを産業資金にまわすといふことは、私は赤字財政とは心得ていない。郵便貯金が集まりましてこれを産業方面、公共団体へ出すのを、同じ郵便貯金のかわりに貯蓄債券でまかなつて行く、こういうのでござ

います。赤字財政に入る一歩とは考えていないのであります。

○官権委員 それは基本的な健全財政主義から言つて、ごもつともなごことだと思ひます。これは率直に拝承いたしておきます。そこで、大蔵大臣の一つの諮問機関とまでは行かなかつたかも知れませんが、臨時の金融制度懇談会、これは累次会議をおやりになつたやうであります。おもなる問題は、日本銀行法の改正及び一般銀行法の改正、臨時金利調整法に關します問題であつたのであります。これに對しまして、いかなる答申がございませぬか。あるいは答申がなかつたといひますならば、どの過程までお進みになつておられるか。しかも日銀及び特に政策委員会の存続問題、臨時金利調整法に對します大蔵大臣の権限強化等の問題等につきまして、大蔵大臣が、今後こういう方法をとるといふその確たる御所信を、ひとつお示し願ひたい。と申しますのは、今国会におきましては、一般の銀行法と日銀法の改正法案が期待されておつたわけですが、少くとも大蔵委員会においては、この御提案が政府からあるべきことを期待しておつたのであります。いまだに少しも現われて来ない。どういふ過程になつておるか、この間の経過と今後のお考えを、ひとつお知らせいただきたいと思ひます。

○池田田務大臣 お話の通りに昨年秋臨時金融制度懇談会といふものを設けまして、日本の金融制度につきまして御検討を願つたのであります。学識経験者、衆参両院議員あるいは産業界、金融界の人々が集まつて、そして金融全般の問題について御検討願つたのであります。そのうち結論といたしまして、いろいろなものが出ております。たとえば長期金融機関を設けるとか、貯蓄債券の発行だとか、あるいは預金に對する課税の問題等々、結論の出たものもあるものであります。お話を普通銀行法の改正、また日本銀行法の改正、あるいは金利調整法等につきましては、事重大でございませぬので、その急いで結論が出なかつたのだと思ひます。私も結論を急いでもらうようにはいたしません。十分御審議を願ひたい、こういうので行つておるのであります。しこうして大體中間報告的のものは一応出るかと考えております。が、まだ聞いておりませぬ。この問題につきましては今後御検討を願ひたい。と申しまして、平和回復後の五、六箇月の状態を見まして来年の国会と申します。今度の通常国会くらいには出してみたいという気持であります。問題点は大體審議の結果出て参りました。その結果を、どうするかという問題であります。私も実は自分としての意見は持つておるのであります。大蔵大臣が意見を先に申しますと、りつばな結論が出るのをじやましてもいけません。意見はただいまのところ差控えておられます。次の通常国会までには何とか結論を出したいと考へております。

○官権委員 その点はよくわかりました。そこで時間の關係が有りますが、先ほど私のお尋ねしました言葉のうち、財政資金のしわ寄せがあつたといふ言葉を使ひましたら、そういうことを言うが、どういふ意味かわかりにくならぬといふことを、大蔵大臣が言わ

れております。それはごもつともだと私も思う。ところがこういう言葉はど

こから出るかと申しますと、大蔵大臣と日本の金融政策について緊密な連絡をとつておる、一万田日銀総裁が創設された言葉であります。こういう財政資金のしわ寄せといふものが民間資金に行つたといふことは、一万田さんが初め言ひ出したことである。そこでその言葉をかりて言つたのであります。が、大蔵大臣はもとよりそういう言葉をつくり出した方ではありません。で、そういう御疑問があると思ひます。そこでこの点に關連して一点だけ伺ひますが、最近日銀総裁は大蔵、神戸あたりの方面へ御出張になりまして、通貨制度の確立を期するといふことを言つておる。一体通貨制度の確立といふ言葉ですが、それこそ私にも意味がわかりませぬ。兌換券制度でも復活するか、あるいは国際的に一つの硬貨として登場させようと思つておるか、あるいは名目的な貨幣の建値でも改正して、国内経済の安定をさらに促進しようとするお考えであるのか。しかしながらこの言葉の解釈によりまして、かなり不安を投げておるわけでありませぬ。これは大蔵大臣に御連絡と御協議の上、諸般のことを行つておると大蔵大臣も認められ、また一万田総裁もみずからそう言つております。この点につきまして通貨制度の確立と、一万田総裁が発表してあります。ことば、どういふことでしたでしょうか。御存じの範囲でけっこうでありますから、お教えを願ひたい。

○池田田務大臣 関西へ九日間ばかり貯蓄奨励のために行つて来る、こういう了解を求めに來られました。けつこ



経済から申しますと、価格のために操短をして価格を維持するという考え方もあります。国民経済全体から見ると、先ほど申し上げましたように、綿糸がほかのものより高いという場合におきまして、いたずらに操短ばかりに行かずに、綿糸価格を下げて行くということも、やはり業者は考えてもらわなければならぬ、こういうので、私は操短もさることながら、生産金融を、一定のストックは持つていけるように、こういうふうな気持ちで、通産大臣に話したこともあるのであります。昔から綿糸というものは非常に上り下りのするもので、繊維品というものは、あなたは今の言葉を使つておられますが、もう二、三箇月か三、四箇月たつて、綿糸の状況をひとつ振り返つてごらんになつたらわかるでしょう。一昨年の三月に私は放言として不信任案を出されたのであります。そのときに綿糸は下つた。あのころにスフが原価を割つておる。しかしこれは一時的な現象だからじつはたしなさんな、こう言つておつた。四、五月あるいは二、三月が危機だと言われたのが、四、五月ごろになつたら暴騰して、じつはじつは人が損をしておる。じつとがまんしておつた人は相当の利益があつた。その後ずつとよくなつておるではありませんか。だから物事というものは悪くなることを想像してやることは、これは経済の正常化、健全化に害がある。だからじつと動きを見ながらこれに善処して行くことが大切だと考えるのであります。最近におきましても輸出がぼつ／＼と出ました。また綿糸にいたしましても、九方円というのは、これは大きい会社のご

ときは九方円程度で採算がつく。それも雑綿を入れなければ……。困つておるのは一万圓前後、あるいはそれ以下の連中がかなり最近の設備で困つておる。しかしこのことにつきましても、綿糸価格の状態と棉花の価格の変動等から私は立ち直り得る、こう考えておるのでございまして、いたずらに新聞に出た数字で五割、六割今でも出血を見ていると、私には聞きませんが、その整理というところは聞きましたが、その後非常な整理があるとは思へません。声におびえずにじつと対策を考へて行くことが、政治の基本だと私は思つております。

○高田(憲)委員 業界を安心させて、おれの言うところについて来いというのは、政治家として当然そういう態度をとることはきわめて理由はわかりません。しかし現在の不況の状態は、いささか通常の値段の高下というふうなものとは違ひまして、かなりよつて来るところが深いというところは、通産省あたりから出ると称せられる白書の中にも、冒頭に書いてあるところでございまして、いづれにしてもこれはわが国だけの問題ではないのであります。ことに今回繊維に始まりまして鉄鋼に及ぶところの全般的の不況は、かなり深刻なものがあるというところは、すでにもうあらゆる方面の一致した見解であると思ひます。従つていたずらなる楽観ということになりますれば、結局対策なしというふうな考えざるを得ないのであります。

そこでお伺いしたいと思ひます。現在ここに提案されておりますいろいろな金融関係の法案を見ましても、あるいは国民貯蓄債券でありますとか、貸付信託でありますとか、いろいろな方法によりまして、徴税によつて国家財政の資金を獲得する以外に、その他の方法で資金を民間から集める。さらにまたこれを投資する方針にいたしまして、最近もずつとやつておられるようでありまして、今度さらに制度を改正いたしまして、輸出銀行なり開業銀行なりあるいは長期信用銀行なり、その他の方面にたくさん資金を入れる。これが結局全体を通じて考えられますことは、やはり今後の資金の運用は非常に重点的な運用になる。電源開発等にも、相当莫大な資金を予定しておられるようであります。そういうふうな特殊な長期の金融機関を充実いたしまして、これに国家的な援助を与えて、どん／＼重点的な投資をやつて行くということが、このあたりの恐れ下におきましてとられたら、いささか恐ろしいことである。そのようになりますと、私はこういうふうな金融政策の結果、むしろ今実際に救済を要する非常な取引の停滞、恐慌状態、運搬資金等にも窮しておるたといへば繊維であるとか、ゴムであるとか、皮革であるとか、その他一般の雑多な広汎な人々の関係しておる産業方面に對しましては、従来より一層金融的な逼迫を來し、その反面におきまして特殊な鉄鋼であるとか、電気関係であるとか、造船というふうな、ほんとうに開業銀行あたりが対象としておりますような特殊の方面のみ、一切の資金をあげて注入するということになります。結果、恐慌状態が非常にそういつた方面には部分的に緩和されるといいますか、むしろ軍需景気のようなものを

部分的に現出するかもしれないけれども、一般的にはかえつてそうした政策の結果、恐慌状態を深化するのではないかと、このことを考へざるを得ないのであります。そういうふうな方式で今回提案されました金融政策なり、当面とられておりますところの金融上の不況対策というものを、われ／＼は理解していかどうかという点をひとつ御答弁願ひたい。

○池田(憲)大臣 現在の事態を恐慌と見ておられるから、そういう議論になつておられるから、恐ろしい時代ではないのでございまして、恐ろしい時代ではないのでございまして、おのずから結論がかわつて来ます。私はいろいろ／＼なものを正常化すると申しましたが、この金融関係につきましても、制度の上におきまして、また金の使ひ方におきまして、そのとき／＼の情勢に応じてやつて行つておるのであります。貸付信託にいたしましても、長期金融機関にいたしましても、日本の経済をより高度のものにして行く、正常化しながら高度のものにして行く、こういう現われでございまして、恐慌を前提としての議論にはくみし得られません。

○高田(憲)委員 端的にお伺いいたしますが、結局たゞいまはもうより高度な、あるいは正常化というふうな言葉ですが、大臣は表現せられておるのであります。この際思い切つて重化学工業の方を、さらにいかにすれば日米経済協力を等しいか、編成がえをして行くということをおねらいとしておられるというふうな理解していいのでございませぬ。

○池田(憲)大臣 そうはいたしております。今後政府の期待しておる独立後のわが国の経済の行き方という点につきましては、すでに私どもは常識的に、政府の行き方を国民一般はこれを理解しておると思つておりますが、主としてやはり日米経済協力を依存して行く。そして結局日本の軍需産業等もどん／＼これから最大限に拡充し、またその基礎産業になる鉄鋼、アルミ、その他のそういう方面の重化学工業を拡充して行くというところに、今後の政府のいわゆる経済自立のねらいを置いてやつて行くというところが、根本的な政策ではないかというところを、実は伺つたわけでありまして、そのでないという御答弁であります。それは何としても受取れないのであります。これは一々の法案等についても明白に出しておることでありまして、こういうことになりまして、結局はアメリカの軍需産業がどん／＼股眼を流して行くという見通しのもとに立つて、それにくつして、それとの関連において、わが国の軍需産業並びにその基礎産業を振興して行くところへ、やはり重点を置きまして、一般の貿易等の方面よりもむしろ特需を中心とした方面、貿易にしましても、東南アジア等への軍需的な方面へ主力を注いで行く。これをバック・アップするためのいろいろ／＼金融的な施策を講じ、今回提案されたような諸制度を拡充して行くということになると思つておられる。そうなりますれば、結局は今回の行政協定によつて現われまされたように、直接調達の関係であります。かゝるいろいろな関係で、前のわが国の軍需化学工業とはいささかその様相を異にす



も、将来一年間は大きく動かかないのではないかと思ひます。

それから日米経済協力によりましては、これは今までの実績がありませんで、予想は差控えたいと思ひます。

それから外資の導入につきましても、これはいろいろな形態のものがありますが、どういふ外資の形態を御想像になつてゐるのかわかりませんが、民間同士の外資の導入は今まで以上に相当期待し得ると考えております。

それから向うの輸出入銀行からの分は、綿花借款で四千万ドル来ておりますが、まだ二千万ドルばかりしか使つておりません。日米経済協力の進むにつれて、輸出入銀行からの外資の導入は相当期待し得るのではないかと。たとへば穀物の近代化ということによつて向うの機械を入れますと、輸出入銀行はその機械の輸入資金の一部分を負担することを例としております。そういう場合があるのでありますが、こういうことも期待し得ると思ひます。また世界開発銀行、すなわち国際通貨基金へ加入した場合におきましても、開発銀行からの導入につきましても、政府は極力やつて行きたいと考えております。また政府の保証によりまする電源開発等の外資につきましても、できるだけ早くたくさん外資が来るように努力いたしておりますが、こういう問題は一に日本の経済力の進む度合い、信用の高まる度合いによつてきまることと考えているのであります。

また東南アジアの開発につきましても、これは外資の導入とも関係がございますが、日本独自の力でも相当の開

発をして行つているのであります。日本輸出銀行の投資も相当に出ておりますし、また日本輸出銀行ばかりでなしに、アメリカとタイアップして開発するといふこと、二、三の産業につきましますので、二、三の産業につきまします向うと折衝を始めていられるもございませぬが、東南アジアの開発は、日本の経済自立にせむとも必要なことであり、また国際平和を確立する上において、せむともやらなければならぬ問題でありますので、われわれの資金の許す限りにおいて、しかもまたその資金が米国の投資の呼び水になるように、努めて行きたいといふことと進んでおります。私はこれも相当できることと考えております。

○松尾委員 独立前と独立後の日本経済は、一体どのくらいのパフォーマンスを回復するのでしょうか。

○池田國務大臣 これは私がどうやら、こうやるというのではなしに、国民全体がかせぎ上げることであるのであります。大蔵大臣、総理大臣がいかに節を吹きましても、国民がおどらなければいけない。大蔵大臣がいかに金を貸してくれと言つても、日本が信用し得られるものにならないれば金も来ない、こういうこととございませぬ。私は今までの状況を見まして、これは国際関係にもよりますが、今までのよりよい条件になることは確かでございます。

○松尾委員 次に徴税問題について、いつもながらちよつとお尋ねしたいのです。二十七年度は徴税状況がよかつたように思われましても、どうも景気が低落しているような様子、大臣は大蔵の責任におきまして、経済の正

常化をはかつて行くことに努力していらつしやることはわかりませぬけれども、日銀の貸出しの面を見ましても、だん／＼減つて来ておりますし、一時に経済の停滞を直して行くといふわけにも行かないでしようと思ひますが、かなりの時間的ずれがあると思ひます。そういう時代において、二十八年度は徴税が十分に予算通りおできになるかどうか。こういうことを聞きますと、大臣は政府側に立つてできるとおつしやることはあたりまえなんですけれども、たとへば徴税する場合に、とれる状態ととるのか、それともとれない状態でも無理にとるのかという問題です。たいへんおこがましい例題ですけれども、みかんの栽培者がみかんをとつて、来年もより多く収穫を得るようにとるといふのでなくして、枝や木までも折つて持つて行つてしまつて、来年は減収どころか他の苗を植えないければならぬというふうな状態になると心配なので、この点をお尋ねいたします。

○池田國務大臣 御質問は一年ずれておりますが、昭和二十六年度は大体三百億円の自然増収、この前も補正予算で千五百億円の追加収入を見込みましたら、これは水増しだとかどうとか言われましたが、その水増しがまた三百億円あれよりふえました。しかしてちまたには昔ほど苛斂誅求の声は聞きませぬ。これは私はいばるわけではありませぬが、日本国民が努力されまして所得がふえて来る。減税いたしましてもういふふうな所得がふえて来ているのであります。昭和二十五年度は百二十億円の自然増収でございます。それから昭和二十四年度も相当

の自然増収をいたしております。大臣になりまして三べん決算いたしました。が、いつも自然増収、これで昭和二十七年がどうなるかといふことを御想像ください。決して無理な税金をとつたり何かしなくても、自然に入つて来るのであります。

○松尾委員 商売の実態とか台所といふものは、大体政府のデータとか一万田さんのいろいろな発表の通り、なかなか行つておらないのです。それで私どもの聞く範囲では、産業なども非常に低落しておりますし、従つて購買力もないというわけで、ある一面には貯金にまわつていられるという声も聞きますけれども、この点を強行しないと、なかなか税金も納まらないのではないかしらぬと考へておりますが、これは大臣と私の考への相違だと思ひます。この程度で私の質問を終ります。

○佐久間委員長代理 本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時五十二分散会

昭和二十七年四月二十七日印刷

昭和二十七年四月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁